

和歌山県地方機関等が実施する災害対応等功労者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害対応等に迅速かつ適切に対応した者のうち特に顕著な功績のあった者に対する表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、和歌山県県土整備部が実施する災害対応等において、資機材等の提供又は緊急に出動する等により、被害の拡大防止・軽減、応急対応及び災害復旧等において特に顕著な功績のあった者とする。

ただし、次の各号に該当する工事又は業務を実施した者は除く。

- (1) 県内に主たる営業所を有する者が実施した、土木一式工事、建築一式工事、管工事又は電気工事
- (2) 県内に主たる営業所を有する者が実施した設計業務

(選考基準)

第3条 対象者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 迅速かつ適切な対応により、人命、多数の家屋又は重要構造物等の被害を防止・軽減した者
- (2) 被災による影響範囲が大きい箇所または多数の住民もしくは地域に長期間影響を与える箇所等において、早期の災害応急対応又は災害復旧に尽力した者
- (3) 資機材等の提供により、被害の防止・軽減、早期の応急対応又は災害復旧に貢献した者

2 選考に際しては、次の各号の事項を総合的に勘案するものとする。

- (1) 前項第1号または第2号に該当する者にあつては次の事項を勘案し選考する。
 - ア 建設工事請負契約書または業務委託契約書において不履行がなかった。
 - イ 施工にあたり文書による改善指示がなかった。
 - ウ 施工管理または執行管理において受注者の責による手戻りがなかった。
 - エ 工程管理において受注者の責による工程の遅れがなかった。
 - オ 安全対策において工事または業務中に労働災害がなかった。
 - カ 対外関係において苦情がなかったあるいは苦情に対して的確に対応した。
- (2) 前項第3号に該当する者にあつては、機械または資材等の提供が無償提供であることを原則とし、提供期間及び提供内容等を考慮する。

(表彰の手順)

第4条 表彰は、発注機関の長が感謝状を贈呈することにより行うものとする。

- 2 表彰は、該当する工事又は業務等の完了後に実施するものとし、各発注機関の長が対象者を選考し県土整備部長と協議のうえ選定するものとする。
- 3 前項の規定に基づく県土整備部長との協議は技術調査課を通じて行うものとする。

(その他)

第5条 本表彰の受賞による地方基準点数及び総合評価方式における加点等の優遇措置は行わない。

- 2 同一の工事または業務において、和歌山県大規模災害等復旧工事等功労者表彰要領に基づく表彰と本表彰とを重複して行わないものとする。
- 3 本要領による表彰は平成30年度以降において特に顕著な功績のあった者を対象とする。
- 4 この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は技術調査課が定める。

附 則

この要領は、令和元年8月8日から施行する。